

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年1月24日

報告資料件名	頁
1 個別避難計画事業の進捗と今後の進め方について	2

(福祉部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年1月24日

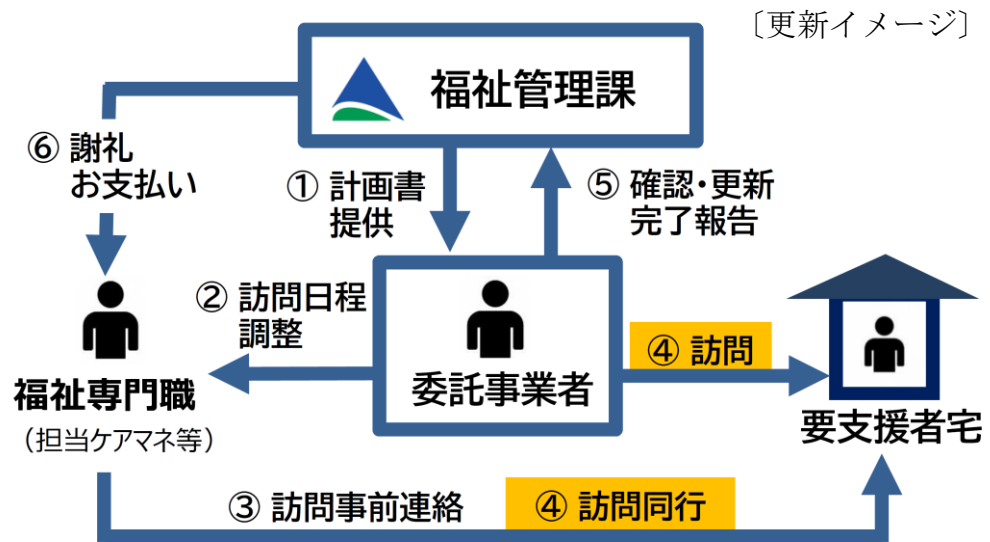
件名	個別避難計画事業の進捗と今後の進め方について				
所管部課名	福祉部福祉管理課				
内容	避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）を対象とした、台風接近に伴う水害を想定した個別避難計画書事業の主な進捗状況と今後の進め方について、以下のとおり報告する。				
	個別避難計画書作成の進捗(令和3年度事業開始～令和4年11月30日現在)				
	1 「災害時安否確認申出書」の回答と計画作成の進捗				
	優先区分A・Bに該当する要支援者の計画書作成率80%（※）を目標として、令和3年度から事業を開始した（優先区分A：作成率77%、優先区分B：作成率33%）。				
	※ 定期的な「災害時安否確認申出書」の送付による増や、死亡・施設入所等の減により、要支援者数は随時変動することを踏まえ、作成率を設定している。				
	優先区分	類型	要支援者数	作成数 〔作成率〕	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行不可 ・ 支援者無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度 4～5 ・ 愛の手帳 1～2 度 ・ 障害支援区分 5～6 	174 人	134 人 〔77%〕
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水リスクが高い地域の医療的ケア児 			
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行不可 ・ 支援者無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度 3 ・ 身体障害者手帳 1～3 級 ・ 障害支援区分 4 	380 人	125 人 〔33%〕
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行不可 ・ 支援者有り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度 3～5 ・ 身体障害者手帳 1～3 級 ・ 愛の手帳 1～2 度 ・ 障害支援区分 4～6 	3,192 人	—
D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行可能 	2,374 人		—	
E	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水しない ・ 自宅が一部浸水しない 	6,139 人		—	
計	避難行動要支援名簿掲載者数：23,227 人		12,259 人	—	
「災害時安否確認申出書」の回答があった方				↑	
直近での「災害時安否確認申出書」送付（令和4年11月上旬発送） 令和3年10月～令和4年9月の間に新たに要支援者に該当された方 → 発送数：4,055 人 / 回答数：1,797 人（回答率44%）					

令和4年度の新たな取組み

2 作成した計画書の確認・更新

体の状況の変化等を把握するとともに、計画書作成数は今後も更に増えていくことから、毎年の確認・更新を委託により進めている。

- (1) 令和4年度対象：令和3年度に計画書を作成した要支援者
- (2) 委託事業者が福祉専門職（担当ケアマネジャー）と連携して訪問
- (3) 担当ケアマネジャー等がない場合は、区職員から要支援者へ事前連絡のうえ委託事業者が訪問確認



3 福祉避難所での食事・排泄等のケア体制整備

避難先での介助やケア等に対する不安・負担により、避難を躊躇する意見が多くあったことから、水害が想定される際に開設する福祉避難所に、介護有資格者や看護師を新たに配置する体制を整備した。

〔対応想定〕

- 1 台風が最接近する前日から3日間福祉避難所を開設
- 2 介護有資格者+補助スタッフで1チーム（看護師は施設に1名）
- 3 施設の規模に応じてチームを配置
- 4 1チームで概ね10～15人の要支援者を対応
- 5 今年度は開設する福祉避難所のうち3箇所に体制整備



食事介助・排泄介助・更衣介助・夜間見守りなどを実施
→ これにより、区職員は福祉避難所管理運営に注力できる。

4 介護サービス事業所とのタイムラインの運用開始

(1) 運用開始

令和4年9月1日(木)から

(2) タイムラインの目的

- ア 台風接近に伴う危機感の共有(足立区の動きの見える化)
- イ 担当ケアマネジャー等から要支援者への連絡時機の明確化

(3) 概要

平時から使用している介護サービス事業所への一斉メール等を活用し、関東地方への台風最接近4日前から情報発信を行う。

	最接近想定	情報発信内容
第1報	4日前(-96時間)	災害対策準備本部設置情報
第2報	3日前(-72時間)	災害対策本部への切替え予定情報
第3報	2日前(-48時間)	災害対策本部設置情報
第4報	2日前(-48時間)	避難情報発令/避難所開設予定情報
第5報	1日前(-24時間)	避難情報発令/避難所開設の詳細
第6報	最接近日(0時間)	避難情報の更新

(4) メール本文のフォーマット化

必要情報を更新しながら使用することを想定し、各報にて送信するメール本文のフォーマットを作成し、有事の際に備えている。

〔メール本文例：第1報〕

こちらは、足立区役所です。

●月●日に発生した台風第●号の接近に伴い、●月●日●時に、災害対策準備本部を設置しました。

今後、災害発生の危険性が高まり、災害対策本部を設置する際は、改めてお知らせします。

各事業所は、区ホームページや今後の台風情報に十分ご注意ください。

(5) 訓練実施(実際のタイムラインに基づき一斉メール等を発信)

令和4年9月26日(月)～9月30日(金)に実施

〔訓練での気づき〕

- 1 各事業所内での情報伝達の強化
 - 各ケアマネジャーにまで情報が伝達されていない。
 - タイムライン自体を把握していない。
- 2 計画作成時を含めタイムラインの更なる啓発を進めていく。

5 計画書に基づく移送訓練の実施

避難の実効性を更に高めていくため、災害協定締結事業者と連携し、計画に沿った移送訓練（居住地⇔避難先）を、モデル的に1件実施した。

(1) 実施日時

令和4年12月15日（木）午前10時～11時30分

(2) 訓練協力者（要支援者）

ア 令和3年度に作成した優先区分A該当の要支援者

イ 1世帯2名

ウ 2名とも常時車椅子を使用

(3) 移送支援事業者：富士自動車株式会社

ア 本社：墨田区、ハイヤー部・観光部：千住曙町

イ 令和4年3月31日に移送に係る災害協定を締結

(4) 訓練概要

ア 訓練協力者の居住地 ⇔ 福祉避難所（あしすと）の移送

イ 車椅子のまま乗降対応可能なタクシー車両2台を活用

ウ 福祉避難所にて車椅子から段ボールへの移乗を体験

〔訓練での気づき〕

1 訓練協力者ご意見

(1) 貴重な経験が出来てよかった。

(2) 普段家では出来ていることが、環境が変わり出来なかった。

(3) スロープ降車時は後ろに乗務員がいないと不安を感じる。

2 移送事業者ご意見

(1) 協定締結後初めての訓練で、区と関係が築けてよかった。

(2) 事前訓練も実施しスロープ設置は乗務員1人5分程度で可能

(3) 乗務員も車椅子対応車両であることを意識付けさせる必要有り

(4) 車椅子乗車後、車両内で90度旋回するのに時間を要した。

3 区（福祉部・危機管理部）

(1) 運転手1人だけでは対応が難しいケースも多く想定される。

(2) 福祉避難所により車両誘導職員の配置の重要性

→ 複数車両が同時に来た場合のシミュレーションが必要

(3) 今回のタクシー車両は多く普及していることから、有効な移送手段のひとつとなり得る。

→ 車椅子が乗車する場合は、後部座席をフラットにすることから乗車人数は限られる。

(4) 訓練規模を拡大し安全実施には受入れ側の事前訓練が必須

(5) 段ボールベッドへの移乗について、体格の大きい方の場合リフトがないと危険が生じる。

(6) 要支援者と対応する従事者の声かけが重要

(7) 段ボールベッドへの移乗の際のベッドが動かない工夫が必要

(5) 訓練記録



今後の取組み

6 優先区分C～Eの計画作成支援

区主導により、優先区分A・Bの計画書作成を引き続き進めるとともに、優先区分C～Eに該当する方についても、自主的な避難計画作成をベースとして、新たに自主作成用の計画書フォーマットを作成するなど、支援体制を構築していく。

優先区分	類型
A	・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行不可 ・ 支援者無し
B	・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行不可 ・ 支援者無し
C	・ 自宅が浸水 ・ 自力歩行不可 ・ <u>支援者有り</u>
D	・ 自宅が浸水 ・ <u>自力歩行可能</u>
E	・ <u>自宅が浸水しない</u> ・ <u>自宅が一部浸水しない</u>

継続

引き続き区主導により福祉専門職（ケアマネジャー等）の協力を得ながら個別避難計画書を作成



新規

自主的な個別避難計画の作成を支援できるよう、計画書フォーマット及び優先区分に応じた案内文を新たに作成

7 令和5年度 災害時安否確認申出書の全件発送

「避難行動要支援者名簿」掲載者全員を対象として「災害時安否確認申出書」を発送し、要支援者の実態を把握するとともに、個別避難計画書の作成に繋げていく。

- (1) 3年に1度の全件発送（前回は令和2年度）
- (2) 送付対象：約23,000人（避難行動要支援名簿掲載者）
- (3) 令和4年10月～令和5年9月の間に新たに要支援者に該当された方を含めて全員に「災害時安否確認申出書」を発送
- (4) 令和5年11月頃発送予定
- (5) 返信率向上に繋げるため、以下の関連する事業所等への丁寧な情報提供にも努めていく。

- ア 介護サービス事業所、障がい関連事業所
- イ 地域包括支援センター
- ウ 民生・児童委員

	<p>8 個別避難計画に係る訓練の更なる拡大</p> <p>要支援者の避難の実効性を高め、河川氾濫による危機感を共有するため、以下の訓練について、規模・内容ともに広げながら実施していく。</p> <p>(1) 個別避難計画に基づく移送訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 要支援者への訓練実施の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> → 計画作成時から訓練実施の声かけを適宜進めていく。 → 医療的ケア児世帯を対象とした訓練 イ 実施箇所の拡大 <ul style="list-style-type: none"> → 水害時に開設を想定している他の7施設でも順次実施 ウ 移送支援事業者との更なる連携 <ul style="list-style-type: none"> → 要配慮者の移送に係る災害協定を締結している事業者に協力を依頼し連携を強化 エ 訓練実施内容の拡大 <ul style="list-style-type: none"> → 段ボールベッドの体験に加え、要配慮者用居室での一人あたりのスペースや通路の確保なども盛り込んだ内容を検討 <p>(2) タイムラインに基づく情報伝達訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 台風シーズン前など時期を捉えた訓練実施 <ul style="list-style-type: none"> → 8月末からの台風シーズン前までに訓練を実施 イ 訓練実施内容の拡大 <ul style="list-style-type: none"> → 実際の要支援者への連絡も盛り込んだ内容を検討 <p>9 「災害時安否確認申出書」未回答者へのアプローチ</p> <p>「災害時安否確認申出書」の返信・回答率が50%程度に留まっていることから、個別避難計画書の作成とともに、未返信の要支援者への働きかけを進めていく。</p> <p>(1) 関連する事業所等への発送に係る事前の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> → 要支援者との日頃の関わりのなかで「災害時安否確認申出書」に気づいた際の提出への声かけ </p> <p>(2) 再勧奨通知以外のアプローチ方法の検討</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 個別避難計画書の作成には、まずは要支援者を含めご家族等の避難への意思が重要であることから、引き続き避難の必要性を丁寧に説明しながら進めていく。</p> <p>2 計画書作成を進めるとともに、関連する事業者との連携強化や、主な避難先となる福祉避難所での体制整備など更に検討を深め、避難の実効性を高めていく。</p>